

議案第百号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年十二月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成五年拾貳月拾四日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「千円」を「二千円」に改め、同条に次の一項を加える。

4 扶養親族たる子のうちに満十五に達する日後の最初の四月一日から満二十歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十条第一項第一号中「としての」を「たる」に改め、同項第二号中「としての」を「たる」に改め、「場合」の下に「（前条第二項第二号又は第四号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」を加え、同条第二項中「について同項第二号に掲げる事実が生じた」を「が扶養親族たる要件を欠くに至った」に改め、同条第三項中「について同項第二号に掲げる事実が生じた場合又は」を「が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、」に改め、「第四号に掲げる事実が生じた場合」の下に「又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間に

ある子となった場合」を加える。

第十条の二第二項第一号中「一万五千元」を「一万六千元」に改める。

第十一条の二第二項中「一万八千元」を「二万九千元」に改める。

第十三条中「をこえて」を「外に」に、「の百分の百二十五」を「に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合」に、「百分の百五十」を「その割合に百分の二十五を加算した割合」を乗じて得た額」に改め、同条に次の各号を加える。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

第十四条第二項中「の百分の百二十五」を「に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額」に改める。

第十九条第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に改める。

第二十一条第二項中「第九条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「第九条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「五十五万七千元」を「五十六万八千元」に改める。

別表第一

(1) 行政職給料表 (第三条関係)

職務の級 号	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	5 級 給料月額 円	6 級 給料月額 円	7 級 給料月額 円	8 級 給料月額 円
1			179,200	209,500	226,500	246,100	264,800	285,300
2	130,700	164,900	185,100	217,400	235,000	254,800	273,700	294,900
3	134,900	171,500	191,400	225,500	243,700	263,500	282,900	304,700
4	139,300	178,400	197,800	234,000	252,100	272,200	292,100	314,900
5	144,200	184,000	204,700	242,600	260,300	281,000	301,600	325,100
6	149,800	188,700	212,300	250,900	268,500	289,800	311,200	335,200
7	155,600	193,400	219,700	259,000	276,800	298,800	321,000	345,300
8	161,300	198,000	226,900	267,000	285,000	308,100	330,800	355,400
9	165,600	202,300	233,200	274,900	293,200	317,400	340,700	365,500
10	169,000	206,600	239,300	282,800	301,500	327,100	350,500	375,600
11	171,900	211,000	245,300	290,600	309,700	337,000	360,200	385,700
12	174,500	215,300	251,000	298,300	317,700	346,800	369,600	395,700
13	177,100	219,600	256,700	305,800	325,700	356,500	378,700	405,700
14	179,300	222,900	262,000	313,300	333,400	365,900	386,800	415,300
15	181,400	226,000	267,100	320,100	339,700	374,400	393,900	423,000
16	183,000	229,100	272,100	326,500	345,600	381,300	400,400	430,300
17		232,200	276,600	331,200	350,900	387,900	406,100	435,200
18		235,100	280,500	335,400	355,300	392,500	411,000	439,800
19		237,100	284,100	339,500	359,400	397,000	415,600	444,200
20			287,000	342,500	363,200	401,500	420,000	448,100
21			289,800	345,400	366,500	405,900	423,900	451,900
22			292,500	348,200	369,800	410,000	427,600	
23			295,200	351,200	373,200	413,700		
24			297,700	354,300	376,500	417,300		
25			300,200	357,200	379,300			
26			302,600	360,000	382,100			
27			305,000	362,400				
28			307,400	364,800				
29			309,800					
30			312,100					
31			314,300					
32			316,500					

別表第一を次のように改める。

(口) 医療職給料表 (第三条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	284,100 ^円	321,400 ^円
2	295,800	333,300
3	307,500	345,400
4	319,300	357,600
5	331,100	369,600
6	343,100	381,600
7	355,100	394,000
8	367,100	406,800
9	379,100	419,300
10	391,400	431,500
11	402,500	443,500
12	413,000	455,100
13	423,100	466,600
14	432,900	477,900
15	442,700	489,100
16	452,300	500,100
17	461,900	510,800
18	471,500	521,500
19	479,100	532,100
20	486,300	540,300
21	492,800	548,300
22	497,600	553,800
23	502,300	559,100
24	506,800	571,700
25	511,300	581,200
26	515,000	590,000
27		597,100
28		602,300
29		607,100

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条及び第十四条第二項の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成五年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、町長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号

給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

7 平成五年十二月に改正前の条例第十九条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十九条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

8 前項の規定の適用を受ける職員について平成六年三月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第十九条第二項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されること

となる期末手当の額から前項の規定による加算額に相当する額を減じた額とする。

(給与の内払)

9 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。